

## ⑪土地改良財産取扱規則第 11 条

(他目的への使用等)

**第 11 条** 部局長は、土地改良法第 94 条の 6 第 1 項の規定によりその管理を委託した土地改良財産について、管理受託者がこれを他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとするときは、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の申請書に關係図面及び他人に使用又は収益をさせる場合にあつては当該使用又は収益に係る契約書の案を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

2 部局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき土地改良法施行令第 59 条第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請書に前項の關係図面、契約書の案及び次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項

(2) 当該土地改良財産の管理を委託した年月日

(3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見

(4) その他参考となるべき事項

3 第 1 項の他の目的への使用又は収益につき行なう土地改良法施行令第 59 条第 1 項の承認は、農村振興局長が別に定める場合を除き、その使用又は収益の期間が 5 年をこえない場合に限り、することができる。

4 前 3 項の規定は、第 1 項の管理受託者が同項の申請書の記載事項のうち土地改良法施行令第 59 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。

ただし、当該管理受託者が同項第 4 号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第 2 項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

## ⑫土地改良財産取扱規則第 12 条

**第 12 条** 部局長は、土地改良法第 94 条の 4 の 2 第 1 項の規定によりその管理する土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用させ、又は収益させる場合には、あらかじめ、その使用又は収益をしようとする者から次に掲げる事項を記載した許可申請書を当該部局長に提出させるものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 使用又は収益をしようとする土地改良財産の範囲

(3) 使用又は収益の用途又は目的及び方法

(4) 使用又は収益の期間

(5) その他必要な事項

2 部局長は、前項の許可申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき許可をしようとするときは、当該申請書に次に掲げる事項を記載した書面及び關係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項

(2) 当該使用又は収益の対価の額、納入方法及び納入期限

(3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見

(4) その他参考となるべき事項

- 3 第1項の使用又は収益の期間は、農村振興局長が別に定める場合を除き、1年をこえることができない。
- 4 前3項の規定は、第1項の使用又は収益の許可を受けた者が同項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。  
ただし、当該使用又は収益の許可を受けた者が同項第4号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第2項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

### ⑬取扱規則第22条の3

(共有持分の付与)

**第22条の3** 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良法施行令第55条の2に規定する基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産である土地又は工作物その他の物件について、同法第94条の4の2第2項の規定により共有持分を付与しようとする場合には、あらかじめ、その付与の相手方となるべき者から次に掲げる事項を記載した共有持分付与申請書に關係図面を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 共有持分の付与に係る土地改良財産の明細
  - (3) 共有持分の付与に係る土地改良財産の使用計画及び当該土地改良財産の使用に関連する事業計画の概要
  - (4) その他必要な事項
- 2 部局長は、前項の共有持分付与申請書の提出があつた場合において、当該申請者に共有持分を付与しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協定書によつてするものとする。
- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の明細及び当該申請書者に付与すべき共有持分
  - (2) 当該共有持分の付与の対価の額及び支払方法
  - (3) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の使用方法、管理方法及び管理に要する費用の分担
  - (4) 当該共有持分の付与の条件及び時期
  - (5) その他必要な事項
- 3 部局長（農村振興局長を除く。）は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、同項の協定書の案に第1項の申請書及び關係図面並びに次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。
- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
  - (2) 当該共有持分の付与を行おうとする理由
  - (3) 当該共有持分の付与についての当該部局長の意見
  - (4) 当該共有持分の付与についての都道府県、土地改良区等関係者の意見
  - (5) その他参考となるべき事項

## 2) 河川法関係

### ①河川法第 23 条

(流水の占用の許可)

**第 23 条** 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### ②河川法第 24 条

(土地の占用の許可)

**第 24 条** 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### ③河川法第 26 条第 1 項

(工作物の新築等の許可)

**第 26 条** 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

### ④河川法第 27 条第 1 項

(土地の掘削等の許可)

**第 27 条** 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切上その他土地の形状を変更する行為(前条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

### ⑤河川法施行規則第 11 条

(水利使用の許可の申請)

**第十一条** 水利使用に関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の 1)による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

(イ) 治水

(ロ) 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

(ハ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

(ニ) 漁業

(ホ) 史跡、名勝及び天然記念物

ホ 法第四十四条第一項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

二 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

三 法第三十八条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

四 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六 第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書

## ⑥河川法第 38 条

（水利使用の申請があつた場合の通知）

**第 38 条** 河川管理者は、水利使用に関し第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第 23 条から第 29 条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関する権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りではない。

## ⑦河川法施行令第 21 条

（河川に関し権利を有する者）

**第 21 条** 法第 38 条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

## ⑧河川法第 53 条

(渇水時における水利使用の調整)

- 第 53 条** 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。
- 2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。
  - 3 河川管理者は、第 1 項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

### 3) 土地改良法以外の財産関係の法令

#### ①地方自治法第 237 条

(財産の管理及び処分)

**第二百三十七条** この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決による時又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

#### ②地方自治法第 238 条

(公有財産の範囲及び分類)

**第二百三十八条** この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。（省略）

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

#### ③地方自治法第 238 条の 4

(行政財産の管理及び処分)

**第二百三十八条の四** 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的

- に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

#### ④国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項

(処分等の制限)

**第十八条** 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

#### ⑤国有財産法第 19 条

(準用規定)

**第十九条** 第二十一条から第二十五条まで（前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一項第二号を除く。）の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

#### ⑥国有財産法第 22 条第 1 項

(無償貸付)

**第二十二条** 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
- 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
- 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
- 四 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
- 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
- 六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置又は同法第一百七十二条第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。

#### 4) 環境に関する法令・基準

##### ①農業用水質基準（農林水産技術会議昭和46年10月4日）

項 目		農業用水基準 (農林省公害研究会昭和45年) (農林水産技術会議昭和46年10月4日)
pH(水素イオン濃度)		6.0~7.5
COD(化学的酸素要求量)		6mg/L 以下
BOD(生物化学的酸素要求量)		—
SS(浮遊物質)		100mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5mg/L 以下
T-N(全窒素濃度)		1mg/L 以下
NH <sub>4</sub> -N(アンモニア性窒素)		—
EC(電気伝導度)		0.3mS/cm 以下
Cl <sup>-</sup> (塩素イオン)		—
ER(蒸発残留物)		—
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02mg/L 以下

## ②環境基本法第 16 条

第 16 条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

## ③水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁）

水質汚濁に係る環境基準について

昭和 46 年 12 月 28 日  
環境庁告示第 59 号

改正 昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

## 第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

## 第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

### 1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

### 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

## 第4 環境基準の見直し

### 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.2又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> </ol>		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の 得られる方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01mg/l・……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各資料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全 垂 鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		
測定方法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)			
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	規格17に定め る方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水道2種及びVの欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	ごみ等の浮遊が認められないこと。	0.1 mg/l 以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産1級 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

#### ④水産用水基準（水産資源保護協会）

自然水域には、それぞれの環境の特性に応じて、多くの有用水産動植物が生息しており、それらが漁獲の対象となっている一方、そこでは増養殖も広く営まれている。これらの水域の水は、水産業にとっては生産の基盤となる重要な環境要素であり、その具備すべき条件は、水産動植物の正常な生息および繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値が低下しないことが必要である。そのような条件を備えたものとしては、まず、正常な自然水域の水質があげられる。

河川、湖沼あるいは海洋の成立過程や歴史的に果たしてきた役割などを考えると、自然水域に汚染負荷をまったく許さないということで、水域の条件を検討するのは実際的ではない。

しかし、もし、水域に存在する物質が自然条件の限度を越え、あるいは自然界に存在しない物質が蓄積されていくような場合には、水域の正常な生物生産が阻害され、その結果として水産業に被害が発生する心配がある。したがって、自然水域の水質をそこなわねためには、むしろ、自然条件を十分検討して、水生生物保護のための環境の水質基準をつくることが必要であり、これを水産用水基準と名づける。

この基準は、現段階における研究成果から得られた諸情報を基礎として策定したもので、将来得られる各種の水域調査や生物試験の結果を定期的に補足し、改定を行っていく必要がある。

（水産用水基準（2005年版）平成18年3月 社団法人 日本水産資源保護協会 I. 趣旨を引用）

・生活環境項目

水域	河川		湖沼		海域	
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—		—	
	3mg/L 以下 (2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (3mg/L 以下)				
COD*	—		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の 沿湾域
			4mg/L 以下 (2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (3mg/L 以下)	1mg/L 以下	2mg/L 以下
全リン  ・無機態リン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下(コイ・フナ) 0.05mg/L 以下(ワカサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産1級 0.03mg/L 以下 水産2級 0.05mg/L 以下 水産3級 0.09mg/L 以下  ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.007 ~ 0.014mg/L	
全窒素  ・無機態窒素	1mg/L 以下		1.0mg/L 以下(コイ・フナ) 0.6mg/L 以下(ワカサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産1級 0.3mg/L 以下 水産2級 0.6mg/L 以下 水産3級 1.0mg/L 以下  ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.07 ~ 0.1mg/L	
DO	6mg/L 以上 (7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3mg/L (3mg/L)	
pH	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと				7.8~8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	
SS	25mg/L 以下(人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下)。		サケ・マス・アユ	温水性魚類	人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L 以下。  海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	
	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。		1.4mg/L 以下 (透明度4.5m以上)	3.0mg/L 以下 (透明度1.0m以上)		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。					
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。					
大腸菌群数	1000MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70MPN/100mL) 以下であること。					
油分	水中には油分が含まれないこと。水面には油膜が認められないこと。					
有害物質	農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと。					
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。				COD <sub>OH</sub> 20mg/g 乾泥以下 硫黄物 0.2mg/g 乾泥以下 n-ヘキサン抽出物 0.1%以下	
	微細な懸濁物が岩面、礫または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験(環告14号)により得られた検液の有害物質が水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。					

※ 湖沼においては酸性法、海域においてはアルカリ性法

( )内はサケ、マス、アユを対象とする場合

(平成18年3月 (社)日本水産資源保護協会)

### ⑤水質階級と指標生物の生息範囲（環境省）

カゲロウ、サワガニ等河川に生息する水生生物は、水質汚濁等の影響を受けることから、そこに生息する水生生物を用いてその水域の水質を判定することができる。このような水質調査は、一般の人にも分かりやすいものである上、高価な器具や化学分析のような特別の技術を要しないことから、誰でも参加できるという利点がある。また、調査を通じて身近な自然に接し、水質の状況を知ることにより環境問題への関心を高めるよい機会となる。

このため、環境庁では、水生生物による水質判定のマニュアルである「水生生物による水質の調査法・川の生き物から水質を調べよう」を作成し、全国の都道府県を通じて市民の参加を呼びかけ、昭和59年度から全国の河川において「水生生物調査」を実施している。本調査においては、河川に生息する水生生物のうち、{1}全国各地に広く分布し、{2}分類が容易で、{3}水質に係る指標性が高い、16種を指標生物としている。

(参考) 水質階級と指標生物の生息範囲

番号	水質階級 指標生物	I	II	III	IV	
		きれいな水	少し 汚れた水	きたない水	大変 きたない水	
1	ウズムシ類	■				きれいな水の 指標生物
2	サワガニ	■				
3	ブユ類	■				
4	カワゲラ類	■				
5	ナガレトビケラ・ ヤマトビケラ類	■				
6	ヒラタカゲロウ類	■				
7	ヘビトンボ類		■			少し汚れた水の 指標生物
8	5以外の トビケラ類	■	■			
9	6、11以外の カゲロウ類	■	■			
10	ヒラタドROMシ類		■			きたない水の 指標生物
11	サホコカゲロウ			■		
12	ヒル類			■		
13	ミズムシ			■		
14	サカマキガイ			■	■	大変きたない 水の指標生物
15	セスジユスリカ			■	■	
16	イトミミズ類			■	■	

■ は、2つの段階の指標になる生物。

## 5) その他

### ①国家賠償法第2条第1項

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

### ②民法第717条

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

## 7-4. 参考文献

- ①土地改良施設管理 Q&A（施設管理関係質疑応答集）（平成10年2月 全国土地改良事業団体連合会）
- ②国土交通省河川砂防技術基準 同解説（計画編）（平成17年11月 日本河川協会）
- ③農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針（平成19年2月 （社）農業土木学会）
- ④環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（平成16年12月 （社）農業土木学会）
- ⑤正常流量の手引き（案）（平成19年9月 国土交通省河川局）
- ⑥農業農村整備事業における景観配慮の手引き（平成19年6月 （社）農業土木学会）
- ⑦「水緑空間の設計」（農業土木学会誌 昭和53年9月 勝野武彦）
- ⑧水辺の計画と設計 昭和50年 吉村元男 芝原幸夫 鹿島出版会